

---

# 平成25年8月27日 都市再生本部会議 協議記録

---

開催日時	平成25年8月27日(火) 午後4時から午後6時まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、副市長、教育長、特命監(経営改革・草津未来研究所担当)、総合政策部長、危機管理監、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、人権政策部長、市民環境部長、市民環境部理事(廃棄物担当)、健康福祉部長、健康福祉部理事(健康増進担当)、子ども家庭部長、産業振興部長、特命監(都市再生担当)、都市建設部長、都市建設部理事(都市再生担当)、都市建設部理事(住宅担当)、都市建設部理事(景観・交通政策担当)、上下水道部長、教育部長、議会事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

---

## 1. 審議事項

---

### (1) パブリックコメント結果に係る市の対応について

#### ①草津市中心市街地活性化基本計画(案)

##### 【まちなか再生課長から資料に基づき説明】

・提出のあった意見の概要と市の対応について概要説明する。

##### 【主な質疑・意見】

・P10の意見は、中心市街地のエリア外のことであり、今回のパブコメとは別であることから、回答には至らないのではないかと。

→中心市街地活性化計画区域ではないという表現に修正する。

・P2のゾーン30およびP7の宿場街道景観形成事業について、施策の説明は不要ではないかと。

→広く公表するものであることから、内容が分かるように最低限の説明を加えている。

・P11の自転車の活用については、学校の整備ができない理由の記載がないが、あった方がよいのではないかと。

→講座等の開催により、意図される役割は担っている旨記載している。

##### 【結論】

・審議了とする。

#### ②(仮称)市民総合交流センター基本構想(案)

##### 【総合政策部副部長(企画調整担当)から資料に基づき説明】

・提出のあった意見の概要と市の対応について概要説明する。

##### 【主な質疑・意見】

・意見なし

【結論】

・審議了とする。

③(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想(案)

【スポーツ保健課長から資料に基づき説明】

・提出のあった意見の概要と市の対応について概要説明する。

【主な質疑・意見】

- ・P1の①と③の意見は同じ内容であり、同じ回答でよいのではないか。  
→①は屋外、③は屋内を意図されており、それに応じた回答としている。
- ・P2の②の周辺環境への影響について、体育館個体のもとの解釈でよいのか。ゾーン内の集客施設整備にかかる比較検討の中には他の案もあり、評価結果の記載内容はこれでよいのか。  
→体育館を中心とした回答としている。環境対策については、今後、整備を進める中で十分に検討することを付け加える。

【結論】

・審議了とする。

④草津市文化芸術機能等施設整備基本計画(案)

【生涯学習課長から資料に基づき説明】

・提出のあった意見の概要と市の対応について概要説明する。

【主な質疑・意見】

- ・所要経費を基に使用料は設定されるべきものであるため、そのことを記載すべきではないか。  
→修正する。
- ・P2の⑬の駐車場整備の考え方について、今から検討するとの回答はいかがか。  
→「引き続き検討」と修正する。駐車場については県と掛け合っている。表現については考える。
- ・アミカホールの2階の改修については、予算化されていない状況にある中で、施設改修を行うと受け取れる表現をすべきではない。  
→原課としては予算要求に向けて関係課と調整中であり、防音工事については業者確認をして可能だと考えている。表現については再検討する。
- ・P4について、市としてあり方についての分析はしているのか。  
→伝統館については、地元説明でも文化機能を整備するとの話ができている。また、市の重要文化財を市で展示できていない状況であり、それを解消するには必要なものである。街道交流館の状況等を鑑み、数年で閉鎖に至るようなことはないと考えている。

【結論】

- ・審議了とする。

## (2) 草津川跡地整備基本計画について

### 【草津川跡地整備課長から資料に基づき説明】

- ・9月4日に第2回都市再生特別委員会の開催が予定されており、提出資料について概要説明する。

### 【主な質疑・意見】

- ・当初計画より基本設計、実施設計が少し遅れているが、工事の工期への影響はないのか。  
→影響はあるが、当初計画の工期で対応していく予定である。
- ・基本設計の段階で沿線住民への説明の機会はあるのか。  
→区間②については、下笠・北山田ともに財産区等の役員だけに説明している状況である。今後、説明の機会を設けていく。

### 【結論】

- ・審議了とする。

## (3) 市議会への説明について

### 【特命監(都市再生担当)から資料に基づき説明】

- ・都市再生特別委員会および文教厚生常任委員会協議会については、添付の次第に従い、先述したパブリックコメント結果、草津川跡地整備基本計画について説明を行う。

### 【主な質疑・意見】

- ・意見なし

### 【結論】

- ・審議了とする。

## (4) 第7回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について

### 【まちなか再生課長から資料に基づき説明】

- ・検討会資料について概要説明する。

### 【主な質疑・意見】

- ・アニマート跡地整備のスケジュールについて、建築工事と緑化工事が並行して進む形だが、狭い敷地でもあり、しっかり検討した上で外部に説明をしないといけない。  
→オープン時期が決まっており、遅れることのないよう調整している。

### 【結論】

- ・審議了とする。

## 2. 報告事項

---

### (1) 北中西・栄町地区市街地再開発事業について

#### 【都市計画課長から資料に基づき説明】

・資料に基づき、概要説明する。

#### 【主な質疑・意見】

・市として事業の見極めはどの時点でされるのか。

→8月末に組合が地権者の同意を取れば、議会に説明する。

・行政として税を投入しての事業実施である。再開発法では健全な高度利用ならびに都市機能の更新が目的として謳われており、議会に対してはそれに基づく説明が必要だ。

→市街地総合再生計画も含めて説明したい。

## 3. その他

---

### (1) 国土交通省補助金協議に伴う草津市中心市街地活性化基本計画の変更について

#### 【まちなか再生課長から中心市街地活性化基本計画の変更について説明】

・中心市街地活性化基本計画、国土交通省への補助事業計画の提出に伴い、5つの事業((仮称)野村スポーツゾーン整備事業、北中西・栄町地区市街地再開発事業、(仮称)市民総合交流センター整備事業、宿場街道景観形成事業、魅力店舗誘致事業)を「国の支援がないその他の事業」から、「認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業」へ、位置づけを変更する予定である。

#### 【主な質疑・意見】

・意見なし

### (2) 草津川跡地市民フォーラムについて

#### 【特命監(都市再生担当)からフォーラムの開催について説明】

・市民フォーラムを9月29日(日)の14時から、アミカホールにて予定しており、よりよい草津川跡地整備につなげていきたいと考えている。是非、御参加いただきたい。

#### 【主な質疑・意見】

・意見なし

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 都市建設部 まちなか再生課 まちなか再生グループ

電話 077-561-2399

ファックス 077-561-2482

メール [machinaka@city.kusatsu.lg.jp](mailto:machinaka@city.kusatsu.lg.jp)